

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 入退室管理装置撤去及び据付
(2) 履行期限 令和9年3月31日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年8月4日 (火) 14時00分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室) |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵 便 入 札 の 許 否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。
(3) 入札への参加を希望する者は、入札日までに上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3669)
FAX (0176) 53-5464 担当: 麦倉 |

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年8月4日

契約担当官

航空自衛隊第3航空団

会計隊長 長谷川 拓生 殿

申込者住所

会社名

代表者氏名

担当者
(代理人)氏名

担当者
(代理人)連絡先

No	品名(件名)	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	入退室管理装置 撤去及び据付	仕様書のとおり	式	1			
		ー以下余白ー					
総 計		¥					
申込者の条件		履行期限:令和9年3月31日 履行場所:航空自衛隊三沢基地 (その他):税抜					

航空自衛隊仕様書			
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	1101-4240-NL8801-03-002	仕様書番号	
品名 又は 件名	入退室管理装置 撤去及び据付	三基LPS-Y42007	
		承認	令和 8年 6月12日
		作成	令和 8年 5月29日
		改正	令和 年 月 日
		作成部 隊等名	北部航空方面隊司令部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊三沢基地において使用する入退室管理装置（以下，“製品”という。）の撤去及び据付について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、JIS X 0001 及びC&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

- a) 引用文書 この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。
なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 規格

JIS X 0001 情報処理用語－基本用語

2) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

3) 法令等

装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号 令和3年1月21日）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号 令和4年3月31日）

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、次による。

2.1 一般事項

この仕様書で調達される製品は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習により、その品質が保証されたものでなければならない。

2.2 機能・性能

製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソー

品名	入退室管理装置 撤去及び据付
----	----------------

スコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

3. 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4. その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書による。

4.2 撤去及び据付

撤去及び据付は、調達要領指定書による。

4.3 立入制限場所への立入

設置に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、事前に立入申請を行い、立ち入りを許可された者でなければならない。

4.4 官側における支援

契約の相手方は、次に示す事項について官側と調整し、支援を受けられる。

- a) 現地における電力及び水の使用
- b) 現地における搬入機器の保管場所
- c) 立入制限場所の立入許可に関する事項
- d) その他、官側が必要と認めた事項

4.5 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- b) 作業員は日本国籍を有するものとする。
- c) 契約の相手方は、契約担当官等の許可した場所以外において携帯電話、スマートフォン、カメラ等の情報通信・記録機器を持ち込み、また使用しないこと。

4.6 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 契約の相手方は、基地内交通規則を遵守するものとする。
- b) 契約の相手方は、作業中に契約の相手方の責任による人身事故及び物損事故を発生させた場合の損害賠償について、すべての責任を負うものとする。

4.7 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、官側と協議する。

調達要領指定書	発 簡 番 号	-
	調 達 要 求 番 号	2 5 7
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 6 日
	作 成 部 課	北部航空方面隊司令部
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 2 日
品名又は件名	入退室管理装置 撤去及び据付	
仕 様 書 番 号	三基 L P S -	

指定事項：

4.1 提出書類

提出書類は、次による。

a) 現地調査実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに監督官と調整の上、現地調査実施計画書（様式任意）1部作成し、監督官に提出する。

b) 実施計画書

契約の相手方は、現地調査実施後速やかに監督官と調整の上、作業工程及び作業人員等記載のを実施計画書（様式任意）を1部作成し、検査官の確認を受け、監督官に提出する。

4.2 撤去及び据付

撤去及び据付は、次による。

a) 既設製品の撤去

既設製品の撤去は、表1によるほか、撤去品は監督官に返納する。

なお、撤去に必要な器材は、契約の相手方が準備する。

表1－既設製品の撤去

品名	規格等	数量・単位	撤去場所
ランダムテンキースイッチ	竹中エンジニアリング（株） ACS-101	1 台	本部庁舎3階 別図1及び別図2 ①

b) 製品の据付

製品の据付は、表2によるほか、次による。

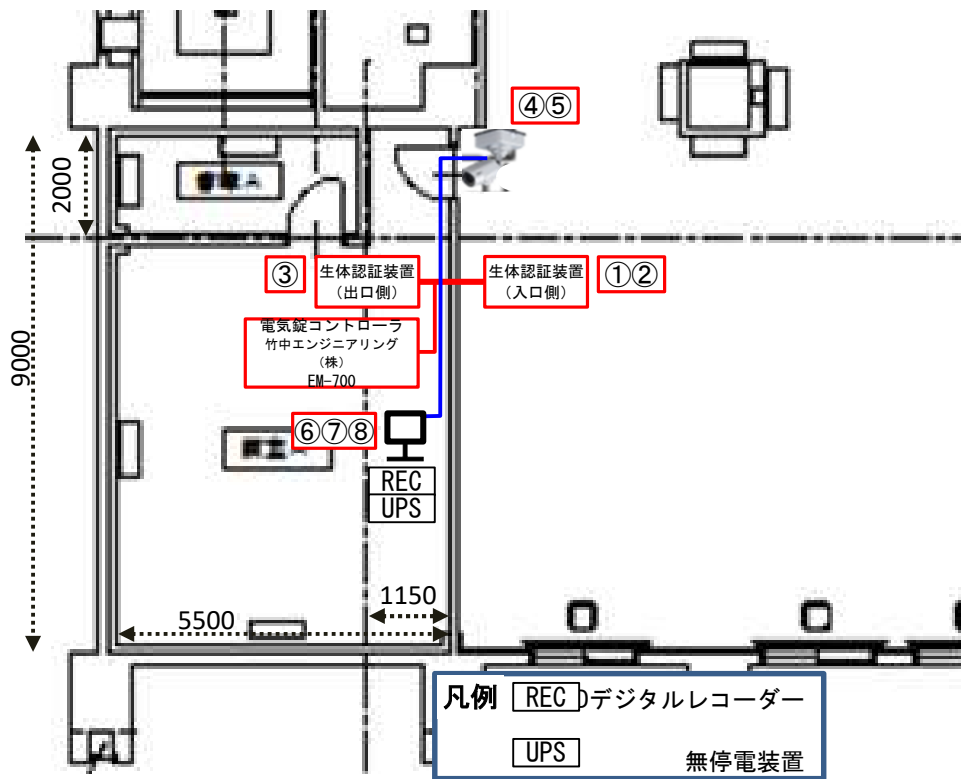
表 2－製品の据付

番号	品名	規格等	数量・単位	据付場所
1	顔認証システム	竹中エンジニアリング（株） U B i o－X F a c e P r o 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	2 台	本部庁舎 3 階 別図 1 及び別図 2 ②，③
2	超高感度 4 メガ AHD カラーカメラ	竹中エンジニアリング（株） V H C－H C 4 0 W A H 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台	本部庁舎 3 階 別図 1 及び別図 2 ④
3	AHD カメラ電源	竹中エンジニアリング（株） V P S－6 1 4 A H 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台	本部庁舎 3 階 別図 1 及び別図 2 ⑤
4	AHD デジタルレコーダー	竹中エンジニアリング（株） A H D 0 4 R－A 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台	本部庁舎 3 階 別図 1 及び別図 2 ⑥
5	液晶ディスプレイ	（株）アイ・オー・データ機器 L C D－A 2 2 1 D B 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台	本部庁舎 3 階 別図 1 及び別図 2 ⑦
6	無停電電源装置	オムロン（株） B U 1 5 0 R C 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	1 台	本部庁舎 3 階 別図 1 及び別図 2 ⑧
注： この表に記載した製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該品を指定するものではない。				

- 1) **器材** 据付に必要な器材は，契約の相手方が準備する。
- 2) **養生** 据付作業時，作業場所を周囲から視認できないよう，必要な養生等の処置を行うものとする。
- 3) **機能試験** 据付後，製品の仕様を満足していることを確認する。



撤去及び据付場所



配線について

入り口付近は床下を這わせ、室内は天井に
既設の配線から電源等をとる見込み